

船橋市立医療センター運営連絡会議規程

(設置)

第1条 船橋市立医療センター（以下「医療センター」という。）の円滑な運営を図るとともに、必要により各部局間の業務の調整を行うため、船橋市立医療センター運営連絡会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 院長及び副院長
- (2) 診療局長、診療局各科部長（部長の置かれていない科にあっては科の代理者）及び各科技師長（技師長がいない場合は副技師長又はその科の代表者）
- (3) 診療局技監
- (4) 救命救急センター長
- (5) 看護局長、副看護局長及び看護師長
- (6) 薬剤局長
- (7) 事務局長、総務課長及び医事課長
- (8) その他院長が必要と認める者

(会議)

第3条 会議は必要の都度院長が招集し、院長が議長となり、議事を整理する。

- 2 会議は定例会及び臨時会とする。
- 3 定例会は毎月最終金曜日に開催し、開催時間は午後5時からとする。
- 4 臨時会は必要に応じて開催するものとする。

(協議事項)

第4条 会議において協議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 船橋市立医療センター管理会議の審議事項のうち、院長が伝達の必要があると認める事項。
- (2) 各部門からの要請事案及び院内の相互連絡に関すること。
- (3) その他院長が必要と認める事項

(参考意見の聴取)

第5条 会議において、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、参考意見又は説

明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、事務局総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるほか、会議の運営に関し必要な事項は、院長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(従前の要項の廃止)

2 従前の船橋市立医療センター運営連絡会議要綱は、廃止する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。